

にて胸板を打ぬかれ、二ヶ所手を負罷退候。其場に在之者共、渡邊大學・田中八右衛門・木村權兵衛・岡本左門・長井平兵衛、此者共能存知候。とあり。

○横山氏家士澤村四郎右衛門傳

元和二年武功書に云ふ。百石澤村四郎右衛門。先年越前にて、魚住備後守を富田と申仁腹を爲切候刻、我等富田所へ罷出候時分、富田府中郡を持被申處、一揆起り候に付、野田口にて首一つ討取、此證人は三河衆鈴木小右衛門と申仁、于今奥村河内守殿に在之、能存知候。又越前長清寺山へ、朝倉孫三郎・同小林兩人之衆、川より北其外加州之一揆を起し、彼長清寺山まで取詰候刻、其場にて我等も鐵砲八ヶ所負候。其跡かくれ無御座候間申上候。鈴木小右衛門と申仁可存知候。其上片山次郎兵衛杯存知候へども相果候。是非無御座候。又加州鶴來口月林之城、柴用殿御攻被成候刻、二、九にて首一つ討取候。證人御座候得共、越前の者にて候間、居申も又相果候も不存知候。柴田殿布市を御破被成候時、ぬか新保村にて首一つ討取候。加様の儀も御馬廻に御座候青地四郎左衛門可被存知。とあり。三州

志古墟考頭書に云ふ。横山藤左衛門と云ふ士へ、松任城主徳山五兵衛より判形肉書の感書に、去朔日月林城被爲攻候時、進出合鎧、即敵討捕之、無比類働共候。勝家入御覽、每度忠節神妙之由被成御感候。とあり。是即ち天正八年なるべし。といへり。月林は石川郡月橋村也。又柴田勝家石川郡野々市城を攻めたるも、天正八年也といへり。

○火除町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、天神町・火除町・田町。と並べ載せたり。延寶の金澤圖を見るに、金澤市中に火除地と記したる地所甚だ多し。延寶の頃迄は、火災の爲め所々に明地を設けありしかど、金澤市中繁昌して家屋増益するに隨ひ、追々火除地をば邸地となし、町名をも火除町と呼びたるもの也。火除は火避の義なり。故に享和三年幕府へ進達金澤町名書に、火避町と載せたり。

○田町

萬治三年七月の書面に、田町喜兵衛と云ふ者の事を記載す。元祿九年の地子町肝煎裁許に、田町田井百姓地。とありて、往古は此の地田井の村地なり。故に田井町といふべき

を、略稱して田町と呼べりと。一説には、昔は此の地邊都て水田なるに依りて、町地と成りし時田町と稱すともいへり。明治廢藩置縣の後は、追々家屋を毀ち、再び水田となしたり。

○三段崎孫市番邸

混見摘寫に、三田崎孫市宅は田町也。子共の代に斷絶す。とあり。按ずるに、寛永十九年小松士帳に、三百石三段崎孫市。と見たり。慶長十七八年の士帳に、馬廻組三百石三反崎猪助、元和元二年の士帳に馬廻組三百石三反崎小兵衛、寛永四年の士帳にも同様に記載す。孫市の父ならんか。山本基庸も本姓三段崎也。系圖帳に、本國近江本姓三段崎。元祖三段崎遠江守高景、足利尊氏將軍奉仕、二代三段崎聯景、三代三段崎彈正忠景通、四代三段崎景俊、五代三段崎景親、六代三段崎景行、七代三段崎孫三郎。數代江州山本村居住故、孫三郎の男左兵衛苗字を山本と改稱すとあり。孫市が家は、其の類族にて、後々迄三段崎と稱したるもの也。三段崎を三反崎或は三田崎とも書けり。

○三段崎孫市傳話

混見摘寫に云ふ。藩士毛利庄兵衛十五・六歳の時分、榊原豐藏と云ふ足輕小頭、元は他國浪人にて、金澤へ來り、伊崎所左衛門親父と好み有りてたより居たる處、澤田五郎左衛門父鐵炮大將と成、足輕小頭に相濟約束の處、毛利庄兵衛へ男色の心を懸け、三田崎孫市とて三百石取馬廻の家來、三藏と云ふ草履取を頼み、書狀を遺すといへども、返事不致。豐藏立腹し、承引無之ば見合次第可打異。無左ば可切込旨申越。庄兵衛草履取此由を承り、庄兵衛親へ告げ、る處、以之外腹立、右之段組頭へ演述す。組頭官上に及ぶ處、中納言利常卿御怒被成、早速召捕るやうにとの御意にて、即時に生捕、彼使を仕者吟味之處、三田崎孫市が家來と聞え、召捕るやうに被仰出。三藏此由を聞き逐電し、小立野天徳院の内縁有りけん、頼みける處、上方へ走り候へとて路銀給り、則出奔せし處、利常卿御憤り甚敷、日數十五日の内に不尋出ば、家來の代り孫市切腹可被仰付旨被仰出故、金澤中大聖寺邊迄尋ねるといへども不知。孫市は且て驚きける氣色もなし。三藏は越前金津に隠れ居たる處に、加州の馬士通りける故、金澤に替る事なき哉と問